

令和6年4月1日

お客様各位

公益財団法人横浜市シルバー人材センター
常務理事兼事務局長 平 沼 英 子

**請負・委任契約に係る事務費率（事務手数料率）の改定及び
植木・除草のご依頼に係る単価の改定について**

平素より、シルバー人材センター事業につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターは、設立以来43年余にわたり、地域のニーズに沿った就業を通じて地域に居住する高齢者の生きがい、健康の保持増進とともに、地域社会の発展を図ることを目的として活動を続けてまいりました。

この間、経済・社会情勢が大きく変化する中で、最大限発注者の皆様のご期待にお応えするとともに、センター経費の削減や事務の効率化を図り、安定した事業運営に努めてまいりました。

しかしながら昨今の諸物価の値上げ等の影響は経費削減の努力だけで賄いきれないものとなっており、令和5年度は財団設立以来過去最大の赤字が見込まれ、今後も厳しい財政運営が予想されます。

ついては、毎月継続的に就業させていただいている委任契約に関しましては、令和6年10月作業分のご請求より事務費率（事務手数料）を現行10%から20%に改定させていただきます。その他の契約につきましては令和6年4月作業分のご請求より事務費率（事務手数料）を現行10%から20%に改定させていただきます。

また、植木・除草のご依頼に係る単価につきましても、お客様にお気軽にご利用いただくために長年にわたり、据え置いてきましたが、1日1名の単価を一律700円増に改定させていただきます。こちらは令和6年4月1日以降に受付したご依頼分から適用いたします。

今後も持続可能な財団運営のために徹底した支出の見直しを進め、財団一丸となって会員のご期待に応えるよう尽力してまいりますので、何卒、諸事情をご賢察の上、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。